

# 『協働のまちづくり』に 取り組む団体の紹介

PART  
10

## 熊石レディースネットワーク

今月は、委員長の吉田久子さんにお話を聞きました。

### この会が設立された 目的は？

熊石に活動する女性の団体や個人がお互いに連携を図り、地域づくりや生涯学習、女性の諸活動を促進し、人間的なふれあいを図りながら、それぞれの豊かな人生を築くことを目的として、平成7年12月に設立されました。

### どのような活動を されていますか？

●**フラワー事業**  
花を植えることによって、住民の方々と、熊石を訪れる皆さんに安らぎを与えるとともに、この活動をおして人それぞれのふれあいと健康、そして生きがいのあるまちづくりを目指しています。今年5月19日開催のあわびの里フェスティバルに向けて、会場へ向かう湯ノ沢線入口とキャンプ場前に300本の花を植えました。

たくさんの方々の花々で町ゆく歩行者やドライバーの目を楽しませたいなと思っています。

### ●あわびの里フェスティバルへの参加

熊石あわびの里フェスティバルでは、黒砂糖餅、いなりずし、お汁粉等の食事提供を行っています。おかげさまで好評を頂き、毎年完売となっています。熊石最大のイベントということで、儲けは出なくても、とにかく八雲町のアピールに協力したいと思って毎年参加しています。

### ●交流事業

他の団体や地域との交流も積極的に行っています。昨年は、落部公園つつじ祭り、八雲山車行列に参加させていただきました。また、レディースネットワーク主催でパークゴルフ大会を行い、地域の皆さんも交えて親睦を深めました。

### ●特別養護老人ホーム慰問

老人ホームへは毎年慰問を行い、歌や踊りを披露させていただいています。入居者の

方々も一緒に口ずさんだり、手をたたいて調子をとったりして、楽しんでくださっているのを見るとこちらもうれしくなります。

### 今後に向けて

地域の方々の声があれば、レディースで出来るだけ応えたいと思っています。

一昨年設立15周年を迎え、会員も上は80歳代。今のレディースネットワークがあるのはこの先輩方のおかげだと思っています。この方々を大事にしていきたいと思うと同時に、レディースを通してまちづくりに参加していただける方がいらつしゃれば、ぜひ会員になってほしいと思っています。



フラワー事業の様子

## 法テラス八雲通信 vol.12

### 内容証明郵便とは

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■法的な紛争において相手方に通知書などを送付するために「内容証明郵便」が用いられることがあります。内容証明郵便とは、ある内容の文書が、ある者に対して送付されたということを証明するための制度です。内容証明郵便を利用した場合、謄本1通が郵便局に保管されますので、「その内容の文書が相手方に送付された」ことが証明されることになるわけです。

■このような「内容証明郵便」がもつともよく利用されるのは、契約の解除など、意思表示によって何らかの法的効果を発生させるような場合です。これにより、後日、裁判などで法的効果の有効性を争われた場合に備えることができるからです。また、直ちに法的効果を発生させるものでなくても、自己の法的な要求を相手方に通知する場合に内容証明郵便を利用することがあります。

■では、逆に内容証明郵便を受け取った場合にはどうすればよいでしょうか。内容証明郵便は、記載内容が真実であることまで証明するものではありませんから、それだけで判決書等の送達を受けたのと同じような効果が発生するわけではありません。しかし、記載内容によっては何らかの法的効果を生じさせることはありますし、相手方もそのような公的内容を証明できる方法で要求を突きつけてきた以上、何らかの成算があつて主張をしてきていると考えるのが無難でしょう。したがって、その内容を慎重に検討し、対応を考える必要があります。

■当事務所でも、内容証明郵便を受け取ったという方からのご相談を承っております。ご相談を希望される方は、「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。